

札幌市議会会議規則の一部を改正する規則案

令和 3 年（2021 年）3 月 30 日提出

全 議 員

札幌市議会会議規則の一部を改正する規則

札幌市議会会議規則（昭和 31 年市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。
- (2) 第 87 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「請願」を「前 2 項の請願」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
 - 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（理 由）

具体的な欠席事由を明示するとともに、出産に伴う欠席期間を規定し、及び請願書の押印要件を見直すため、本案を提出する。